



1-1 施設内で患者が発生する前に

早期から対策を講じるために 事前に対策委員会を整備します



- ◎対策委員会の目的《施設内部での'共通認識'をもつ!!》
- 全ての職員が衛生管理が出来るようにすること (職員研修・訓練の実施・自主管理マニュアル整備)
- 職員、施設管理医、外部組織(市町村、保健所)、利用者家族など関係者にすばやく連絡を取れるようにすること
- 現場責任者の選任など、管理体制を明確化すること

◎対策委員会のメンバー

施設長 看護職 介護職 調理職 事務関係者 嘱託医など



1一2 対策委員会で話し合うこと

- ノロウイルスに関する一般的な知識の確認
- 職種・職域ごとの対策確認
- →連絡体制の確認、職員の研修、自主管理 マニュアルのチェック、管理体制の明確化 (現場責任者の選任など)
- ・ 平常時・事件発生時のチェックシートの作成・ 確認

「どんな時でも誰でも対応可能に!!」

1-3 連絡体制



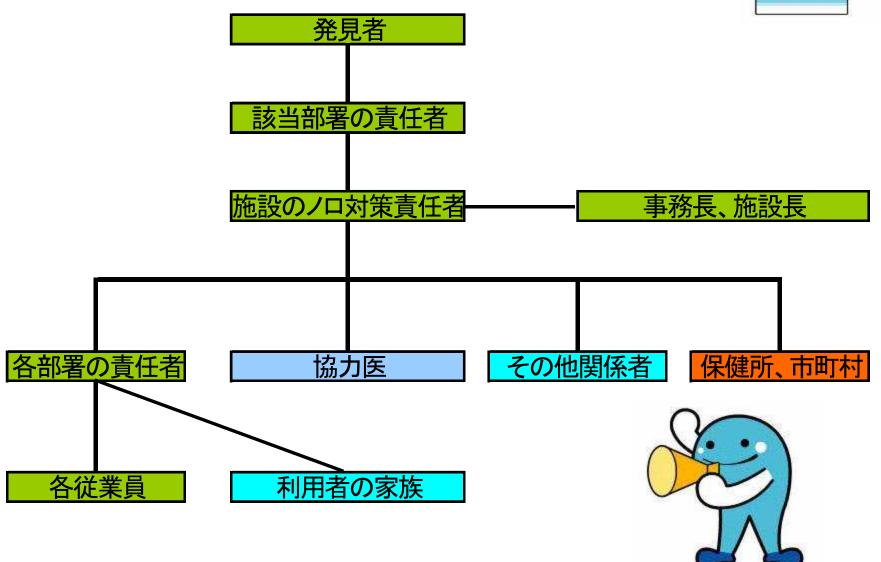
- 1 職員の情報連絡網
 - •勤務時間内
 - •勤務時間外
- 2 施設管理医(協力医)の連絡先
- 3 市町村等の社会福祉施設主管課
- 4 保健所
- 5 利用者家族への情報伝達方法 (電話、FAX、携帯メールなど)
- 6 その他関係者の連絡先



各関係者へ

1-4 連絡体制フローの例





1一5 対策チェックシートの目的



平常時・発生時、 新たに必要となる 対策の確認 いつ、誰がみても 分かるチェック シートの作成

即対応が可能に

1-6 チェックシート



《平常時》

①健康調査の日報

利用者・職員用(調理従事者含む)の健康管理

《事件発生時》

- ①経過の記録 いつ、どこで、だれが、どのくらいの人数で (家族も調査対象に)
- ②発症状況等調査票(積極的疫学調査票)

1週間前までさかのぼって

③施設見取り図 発生場所を分かりやすく

1-7 保健所等への報告基準

厚生労働省通知(H17.2.22付)「社会福祉施設等における感染症等 発生時に係る報告について」より

以下のいずれかに当てはまる場合は、速やかに保健所及び市町村 主管課に報告してください。

(同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われるものについて)

- ア 死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、 特に施設長が報告を必要と認めた場合

注:これらに該当しない場合でも、なるべく早く、保健所に相談してください。